

労働者派遣法第23条第5項に係る事業所情報

義勇海運株式会社
コーポレート業務推進部総務課

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

No.	項目	内容
1	事業所の名称	義勇海運株式会社
2	事業所の所在地	〒651-9984 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2番10号 3F
3	派遣労働者数	0人（該当事業年度における派遣実績なし）
4	労働者派遣に関する料金の平均額	該当なし（派遣実績がないため算出不可）
5	派遣労働者の賃金の平均額	該当なし（派遣実績がないため算出不可）
6	マージン率	実績なし（派遣料金および賃金の実績がないため算出対象外）
7	マージン率に含まれる費用	社会保険料（事業主負担分）、教育訓練費、 福利厚生費、営業・管理費等を含む(派遣実績が生じた場合)
8	教育訓練の内容	新規就業時研修、職能別研修、その他教育訓練 等
9	教育訓練の費用負担	会社負担
10	キャリア形成支援制度	キャリア・コンサルティング相談窓口を設置
11	キャリア・コンサルティング窓口	コーポレート業務推進部総務課（TEL：078-262-8200）
12	福利厚生に関する事項	社会保険完備、定期健康診断、有給休暇制度 等
13	労使協定締結有無	締結無し
14	備考	※当事業所は、該当事業年度において労働者派遣の実績がありません。
15	対象期間	2025年4月1日～2026年3月31日